

## メフェントリフルコナゾールに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案） についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和元年11月13日～令和元年12月12日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 2通

4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>メフェントリフルコナゾールは国内で登録されていないということだが、ただでさえ世界一農薬を認めている日本国民をさらにリスクに晒すことになる。また、インポートトレランス設定をきっかけに、さらに日本で認可される農薬が増えるということにも繋がっていく。少しでもリスクがある限り認めるべきでない。</p>	<p>食品安全委員会では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、食品を介した農薬の摂取による人の健康への影響について評価を行っています。</p> <p>食品安全委員会は、今回設定した許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）に基づき適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保され则认为ます。</p> <p>農薬のインポートトレランス設定に対するご意見はリスク管理機関である厚生労働省に情報提供させていただきます。</p>
<p>もうこれ以上、日本に薬物を輸入しないでください。農薬も必要ありません！消費者は必要としていません。これ以上輸入しないでください。</p>	

※頂いたものをそのまま掲載しています。